

様式第2号（第6条関係）

移住・就業支援金の交付の申請に係る誓約書兼同意書

移住・就業支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 移住・就業支援金の申請の日から5年以上継続して市内に居住します。
- (2) 移住・就業支援金の交付の対象となった勤務先に移住・就業支援金の申請の日から5年以上継続して勤務します。
- (3) 勤務先の役員等に3親等以内の親族はいません。
- (4) 島田市への移住は、自己の意思によるもので、勤務先の命令によるものではありません。
- (5) 起業支援金の申請の日から5年未満で起業支援金の交付の決定に係る補助対象事業を中止し、又は廃止しません。
- (6) 静岡県及び市から支援金に関する報告及び立入調査について求められた場合には、それに応じます。
- (7) 次の場合には、島田市補助金等交付規則及び島田市移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
  - ア 提出書類に虚偽の事項を記載し、その他不正の行為があった場合 全額
  - イ 支援金の申請日から3年未満で市外に転出した場合 全額
  - ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
  - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
  - オ 支援金の申請日から3年以上5年未満で市外へ転出した場合 半額

2 同意事項

- (1) 居住の状況を確認するために、市の職員が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 勤務の状況を確認するために、静岡県及び市が勤務先から勤務状況に関する情報を取得することに同意します。
- (3) 静岡県及び市が取得した個人情報を、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

(注) 1の(2)及び(3)の誓約事項並びに2の(2)の同意事項は支援金の交付に係る事業所に就業した者（1の(3)の誓約事項は、中小企業等に就業した者に限る。）が、1の(4)の誓約事項はテレワークを行っている者が、1の(5)の誓約事項は起業支援金の交付の決定を受けた者が対象です。

令和 年 月 日

島田市長

住所  
提出者  
氏名  
世帯員 氏名  
氏名  
氏名